

# 委託業務契約書

当該の委託業務について、(甲) \_\_\_\_\_(以下「甲」という。)と(乙) \_\_\_\_\_(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務の内容)

第1条 契約の対象となる業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 当該施設内警備業務
- (2) 当該施設受付案内業務
- (3) 当該施設内監視業務

(業務の実施)

第2条 乙は、業務の実施に当り、別紙仕様書等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(一括下請負等)

第4条 乙は、業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(監督員)

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。

2 監督員は、契約書に定めるもののほか、仕様書等の定めるところにより次に掲げる権限を有する。

- (1) 業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者(以下「現場代理人」という。)との業務連絡及び調整
- (2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人)

第6条 乙は、業務の実施に当たり、現場代理人を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。

2 現場代理人は、常に監督員と連携を保ち、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 業務の実施の総括管理
- (2) 乙の従業員の指揮監督
- (3) 業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

(業務の計画、報告等)

第7条 乙は、仕様書等に定める業務の実実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の実実施計画に基づき業務を実施するものとする。

3 乙は、業務に当たり、異常事態が発生し、又はその恐れのあるときは、遅滞なく必要な措置をとるとともに、甲又はその指定する者に通報し、指示を受けなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、業務の実実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

(費用の負担)

第8条 乙が業務の実実施のため必要とする資材、機器等は乙の負担とする。

2 甲は、乙が業務の実実施のため必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。

(業務の実実施の検査)

第9条 乙は、業務について、業務の翌日に実施結果を業務日誌により甲に報告し、確認を受けなければならない。

(委託金額の支払)

第10条 乙は、毎月の業務終了後、委託契約金額を支払い内訳表に基づき請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請求金額を支払うものとする。

(仕様書等に不適合の場合の修補)

第11条 業務の実施結果が仕様書に適合していないと認められる場合は、甲又は監督員は業務の修補を乙又は現場代理人に求めることができる。

(規律維持及び機密の保持)

第12条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

2 乙は、業務上知り得た機密を厳守し、漏らしてはならない。この契約終了後においても同様とする。

(個人情報保護)

第13条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(労働法上の責任)

第14条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他法令が定めるすべての責任を負わなければならない。

(損害の賠償)

第15条 乙は、業務の実施に当たり、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、災害防止等のため必要があると認められるときは、業務の内容を変更し又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が各号の一に該当するときは、催告をしないで契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙が契約の条項に違反したとき。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_